



税金（市税）は納期内に納めましょう

問 滞納・納税相談…収納課徴収係（内線2748）／納付方法…収納課収納管理係（内線2742）

納税相談はお早めに

納期限を過ぎてから納付すると、本税のほかに延滞金が加算されることがあります。また、税金を滞納したまま放置していると、勤務先への給与照会や生命保険等の財産調査を実施し、差し押さえ等の滞納処分が行われます。お困りの事情がある方は、早めに収納課へ納税相談をしてください。

日曜開庁 納税相談

時間 8時30分～12時
13時～17時15分

場 市役所 1階収納課

※開庁しない場合もありますので、事前にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

さまざまな納付方法があります

■窓口納付

市役所、各総合支所、取扱金融機関、コンビニエンスストアの窓口

■口座振替

指定した預金口座から自動的に払い込まれるため、納付忘れがなく、また納付の手間が省けて便利です。一度手続きをすれば、翌年度以降も継続されます。

申 預金通帳またはキャッシュカード、預金口座届出印、口座振替依頼書・申込書をお持ちの上、直接取扱金融機関の窓口へ

■ペイジー

取扱金融機関のインターネットバンキングやペイジー対応のATMから納付できます。
※パソコンや携帯電話の場合は事前に手続きが必要です。



■クレジットカード

「エフレジ公金支払い」のウェブサイトに接続し、クレジットカード情報を入力して納付できます。

※納付金額に応じて、決済手数料がかかります。



■スマートフォン

アプリを利用して、カメラ機能で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより、納付できます。



軽自動車税（種別割）の減免申請期限は5月31日（火）です

問 市民税課諸税係（内線2690）

身体もしくは精神に障害がある方

対 身体もしくは精神に障がいがあり、一定の要件を満たす方が所有する軽自動車または生計を共にする家族の方が所有する軽自動車で、当該身体障がい者等の通院・通学等のために使用するもの

※自動車税（種別割）[県税]の減免を受けている方は対象外

持 ①納税通知書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか ③運転免許証 ④別居の場合は生計が同一であることが分かる書類（源泉徴収票等）

公益法人

対 公益のために直接専用する軽自動車

持 ①納税通知書 ②減免を必要とする事由を証明するもの（設立許可書等）

障がい者輸送用改造車

対 その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車

持 ①納税通知書 ②構造が身体障がい者等の利用に供するためのものであることを証明するもの（車検証の写し等）

共通

申 必要書類を添えて、減免申請書（市民税課、各総合支所市民係（総合窓口）、市ホームページで配布）を直接または郵送で、市民税課諸税係・各総合支所市民係（総合窓口）へ

- ・マイナンバーの記入にご協力をお願いします。
- ・前年度に減免を受けた方も手続きが必要です。
- ・各総合支所市民係（総合窓口）は、申請書の収受のみ行います。